資料1

# 跨道施設連絡部会について

道路を跨ぐ施設の内、道路法上の道路以外の施設についても、道路管理者(占用許可者)として、各施設管理者に省令に準じて点検・診断、修繕等の状況を把握し、老朽化対策を調整する専門部会を設置する。 なお、これまでの高速道路を跨ぐ連絡協議会を解消し、メンテナンス会議の専門部会を設置する。(平成27年3月17日設立)

### ◆対象施設

全ての高速道路、(国)直轄国道、公社道路及び一部※の補助国道、都道府県道、市町村道を跨ぐ施設の内、鉄道橋を除く、道路法上の道路以外の施設(農道、林道、私道、水管橋など)

※補助国道、都道府県道、市町村道については、「緊急輸送道路」に指定されている道路を対象とする。

### ◆今後お願いする事項

- ・省令に準じた点検や診断の定期的な実施
- ・点検計画の策定
- ・点検・診断結果について、道路管理者への報告
- ・診断結果で「速やかに修繕が必要」な場合は、速やかな修繕工事の実施 など

### 跨道施設連絡部会について

#### 法律

〇道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)

(道路の維持又は修繕)

- 第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。
- 2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。
- 3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

#### 政令 道路法等の改正に伴う政令(H25.9.2施行)

〇道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

- 第三十五条の二 法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する 技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。
  - 一 道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況(次号において「道路構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
  - 二 道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又 は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その 他適切な方法により行うこと。
  - 三 前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、 必要な措置を講ずること。
- 2 <u>前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必</u>要な事項は、**国土交通省令で定める**。

#### 省令 道路法施行規則の一部を改正する省令

〇道路法施行規則 (昭和二十七年建設省令第二十五号)

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

- 第四条の五の二 令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持 又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。
  - 一 トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの(以下この条において「トンネル等」という。)の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とすること。
- 二 <u>前号の点検を行ったとき</u>は、当該トンネル等について<u>健全性の診断</u>を行い、その結果を**国土交通大臣が定めるところにより分類する**こと。
- 三 第一号の点検及び前号の診断の結果並びにトンネル等について令三十五 条の二第一項第三号の<u>措置を講じたときは、その内容を記録</u>し、当該トンネ ル等が利用されている期間中は、これを保存すること。

#### 告示

〇トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示 (平成二十六年国土交通省 告示第四百二十六号)

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類すること。

区分		状態		
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。		
П	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全		
		の観点から措置を講ずることが望ましい状態。		
Ш	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期		
		に措置を講ずべき状態。		
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可		
		能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。		

※施行:平成26年7月1日

# 跨道施設連絡部会 構成機関

平成28年9月15日現在

機関	所属部署	8年9月15日現在				
道路管理者	771 N-M EPV-CI					
国土交通省近畿地方整備局	大阪国道事務所 管理第一課					
	大阪国道事務所 管理第二課					
大阪府	都市整備部交通道路室 道路環境課					
大阪市	建設局管理部 路政課					
堺市	建設局土木部 土木監理課					
岸和田市	建設部建設管理課					
高槻市	都市創造部 道路課					
羽曳野市	土木部 道路公園課					
西日本高速道路㈱	関西支社 保全サービス統括課					
	大阪高速道路事務所 統括課					
	大阪高速道路事務所 管理第一課					
阪神高速道路(株)	大阪管理局 保全管理課					
	大阪管理局 道路管理課					
施設管理者		1				
イオンモール(株)	開発統括部 近畿・北陸開発部					
北大阪急行電鉄㈱	鉄道部 施設課					
近畿日本鉄道㈱	観光事業統括部 レジャー事業部					
(株)クボタ	「現場では、					
新日本理化㈱						
泉北高速鉄道㈱	技術部 土木課					
ダイハツ工業(株)	池田工場 第一製造部 技術課					
(株)大丸松坂屋						
丸紅エネックス(株)	堺ターミナル					
大阪府	都市整備部 公園課 公園整備グループ					
	八尾土木事務所 都市みどり課					
	岸和田土木事務所 都市みどり課					
	日本万国博覧会記念公園事務所 施設整備課					
	住宅まちづくり部					
大阪市	水道局					
堺市	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所					
	産業振興局 農政部 農業土木課					
岸和田市	建設部 高架事業・道路整備課					
豊中市	都市基盤部 道路維持課					
	上下水道局 技術部 水道維持課					
吹田市	土木部 道路室					
泉佐野市	生活産業部農林水産課					
和泉市	都市デザイン部 土木維持管理室					
羽曳野市	生活環境部産業振興課					
泉南市	市民生活環境部 産業観光課					
阪南市	事業部 土木管理室					

※平成26年12月17日 第1回道路技術小委員会 資料抜粋

### 今後の跨道橋・跨線橋の対応について

	上の管理者	高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村		法外	
下の電	管理者				112	その他	鉄道	
高	速会社					跨道橋 連絡会議 (仮称)	地方連絡会議	
	直轄		道路メンテ			【道路メンテ ナンス会議の下部組織】	<事務局> 整備局 運輸局	
公社			<事剂 国道事			〈事務局〉 国道事務所		
市	道府県 区町村 急輸送道路							
道路法外	その他		個別	協議			<b>卡移管橋、民間管理</b>	<b>関橋等</b>
	鉄道	地方連絡会議 <事務局>整備	(整備局毎に設 局・運輸局	置済)			線 士、直轄は、全ての路 緊急輸送道路	各線

### 【参考】大阪府道路メンテナンス会議 規約

#### 大阪府道路メンテナンス会議 規約

#### (名称)

#### 第1条

本会は、「大阪府道路メンテナンス会議」(以下、「本会議」という。)と称する。

#### (目的)

#### 第2条

本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、大阪府内における、道路施設の高齢化や老朽化による不具合への対応、施設の大量更新時期への備え等、道路の維持管理を効率的効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路の維持管理の促進を図ることを目的とする。

#### (活動)

#### 第3条

本会議は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 道路施設の長寿命化対策に関する情報共有。
- (2) 道路施設の点検・修繕計画に関する情報共有。
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等に関する情報共有。
- (4) その他、本会議の目的を達成するために必要な事項。

#### (組織)

#### 第4条

- 1. 本会議は、第2条の目的を達成するため、大阪府内における国道、府道、市町村道 及び高速自動車国道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。
- 2. 本会議には、会長及び副会長を5名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所長、副会長は大阪府都市整備部交通道路室道路環境課長、大阪市建設局道路部調整課長、堺市建設局土木部土木監理課長、西日本高速道路株式会社大阪高速道路事務所長及び阪神高速道路株式会社大阪管理局保全部保全管理課長とする。
- 3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4. 本会議の構成は「別表ー1」のとおりとする。 ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
- 5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、必要に応じ「専門部会」を 設置することができるものとする。

#### (会議の開催)

#### 第5条

本会議の開催は、会長が必要と認めるときに開催する。

#### (事務局)

#### 第6条

- 1. 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。
- 2. 事務局は、国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所管理第二課、大阪府都市整備

部交通道路室道路環境課、大阪市建設局道路部調整課、堺市建設局土木部土木監理課、 西日本高速道路株式会社大阪高速道路事務所統括課及び阪神高速道路株式会社大阪管 理局保全部保全管理課に置く。

#### (規約の改正)

#### 第7条

本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

#### (その他)

#### 第8条

本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

#### (附則)

本規約は、平成28年2月8日改正し、当日より施行する。

[改正履歴] 平成26年5月23日付け規約は廃止 平成27年6月11日付け規約は廃止 平成27年8月26日付け規約は廃止

## 【参考】大阪府道路メンテナンス会議 構成メンバー

別表一1

#### 【大阪府道路メンテナンス会議 構成メンバー】

	所属	役 職
会長	国土交通省近畿地方整備局	大阪国道事務所長
副会長		交通道路室道路環境課長
		事業管理室事業企画課長
		池田土木事務所維持保全課長
		茨木土木事務所維持保全課長
	大阪府都市整備部	枚方土木事務所維持保全課長
		八尾土木事務所維持保全課長
		富田林土木事務所維持保全課長
		鳳土木事務所維持保全課長
	7	岸和田土木事務所維持保全課長
副会長	大阪市建設局	道路部調整課長
副会長	堺市建設局	土木部土木監理課長
	岸和田市	建設部長
	豊中市	都市基盤部長
	池田市	都市建設部長
	吹田市	土木部長
	泉大津市	都市政策部長
	高槻市	都市創造部長
	貝塚市	都市整備部長
	守口市	都市整備部長
	枚方市	土木部長
	茨木市	建設部長
	八尾市	都市整備部長
	泉佐野市	都市整備部長
	富田林市	まちづくり政策部長
	寝屋川市	まち建設部長
	河内長野市	都市づくり部長
	松原市	都市整備部長
	大東市	街づくり部長
	和泉市	都市デザイン部長
	箕面市	みどりまちづくり部長
	柏原市	都市整備部長
	羽曳野市	土木部長
	門真市	まちづくり部長
	摂津市	建設部長
	高石市	土木部長
	藤井寺市	都市整備部長
	東大阪市	建設局土木部長
	泉南市	都市整備部長

	四條畷市	都市整備部長	
	交野市	都市整備部長	
	大阪狭山市	都市整備部長	
	NAME OF THE OWNER OW	- Charles and the control of the con	
	阪南市	事業部長	
	島本町	都市創造部長	
	能勢町	環境創造部長	
	豊能町	建設環境部長	
	忠岡町	産業まちづくり部長	
	熊取町	事業部長	
	田尻町	事業部長	
	岬町	都市整備部長	
	太子町	地域整備室長	
	河南町	まち創造部長	
	千早赤阪村	理事	
副会長		大阪高速道路事務所長	
		京都高速道路事務所副所長	
	- 西日本高速道路株式会社関西支社	阪奈高速道路事務所副所長	
		和歌山高速道路事務所副所長	
副会長	阪神高速道路株式会社大阪管理局保 全部	保全管理課長	
	大阪府道路公社保全管理部	道路保全課長	
		道路保全企画官	
	国土交通省近畿地方整備局道路部	地域道路課長	
	西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス統括課長	
オブザーバー	阪神高速道路株式会社保全交通部	保全企画課長	
	公益財団法人		
	大阪府都市整備推進センター	技術支援センター長	
	国土交通省近畿地方整備局	大阪国道事務所管理第二課	
	大阪府都市整備部	交通道路室道路環境課	
	大阪市建設局	道路部調整課	
事務局	堺市建設局	土木部土木監理課	
	西日本高速道路株式会社関西支社	大阪高速道路事務所統括課	
	阪神高速道路株式会社大阪管理局保 全部	保全管理課	

平成28年6月23日現在

[改正履歴] 平成26年5月23日現在の別表-1は廃止 平成27年6月11日現在の別表-1は廃止 平成27年8月26日現在の別表-1は廃止